



空き家バンク

に登録しませんか？

■空き家バンクとは？

空き家を売却・賃貸したい人(所有者等)と、空き家を購入・賃借したい人をつなぐための制度です。

空き家バンクの運営主体は日置市です。市は、所有者から登録申込を受けた空き家を調査し、情報を市のホームページに公開します。

空き家バンク物件は、市が協定を締結した協会に加盟している不動産業者(1社)が仲介を行います。



■空き家バンクに登録できる物件

個人が居住を目的として建築した戸建て住宅で、空き家となっているもの(予定も含む)。

すでに不動産業者に媒介・管理等の契約をしている物件は登録できません。

■空き家バンクの申込みができる方

空き家等に係る**所有権その他の権利**により**空き家等の売却、賃貸**を行うことができる方。

■空き家バンクの流れ



1 登録申込

- ・売却・賃貸を希望される方は、**市に申込書類を提出**してください。
【申込書類】空き家バンク登録申込書、登録カード、位置図・間取り図
- ・申込書を受理した後、市と協定を締結している鹿児島県宅地建物取引業協会または全日本不動産協会鹿児島県本部が、担当業者を選定します。(担当業者の決定まで約1か月かかります)



2 現地調査

- ・市職員と担当の不動産業者で現地調査(土地や家屋の状況確認、写真撮影等)を行いますので、**所有者・管理者(代理可)の立会い**をお願いします。
※調査の結果、物件の状態によっては、空き家バンクに登録できない場合があります。



3 登録
情報発信

- ・現地調査の結果、登録となった物件は、**市のホームページで情報発信**します。



4 交渉・契約

- ・物件の購入・賃借希望があれば、担当の不動産業者から所有者に連絡します。
交渉・契約は、担当不動産業者、所有者、利用希望者の三者で行います。
- ・契約が成立した場合は、所定の仲介手数料等が発生します。
※市は、交渉・契約には関与しません。

■申し込み・問い合わせ先

日置市 地域づくり課 定住促進係
〒899-2592 日置市伊集院町郡一丁目100番地
電話:099-248-9408 FAX:099-273-3063



市ホームページ

家の状態が悪くなる前に…
空き家について
考えてみませんか？



■空き家バンクQ&A

Q 登録申し込みをすることができる人は誰ですか？

A 申し込みできる方は、**空き家の所有者または管理者**です。
相続した物件で名義変更(所有権移転登記)が終わっていない場合、相続人全員の間で売却・賃貸の合意が取れていれば、名義変更が終わっていても申請可能です。
ただし、売却の場合、契約までに名義変更を完了させる必要があります。

Q どの程度の建物が空き家バンクに登録できますか？

A 空き家バンク制度は「空き家の有効活用」を目的としていますので、登録できる空き家は「**利活用できる状態の空き家**」です。利活用できる状態とは、「リフォームせずにすぐ住める」という意味ではなく、多少不具合があったとしても手を加えれば「住宅」として活用できる状態のことで、どの程度の状態であれば登録できるかというのは、それぞれの空き家の状態に異なりますので、一概には言えません。
登録の可否については、申込みをいただいた後、所有者立会いのもと市・不動産業者が空き家の状態を調査して判断します。

Q 空き地バンクに登録するメリットは何ですか？

A 大きく2つのメリットがあります。
① 登録した物件は、**日置市のホームページに掲載**します。
② 空き家に家財道具等が残っている場合、**家財道具等処分の支援**を受けることができます。

【家財道具等処分支援事業】

- ・市と協定を締結している「株式会社寿産業」「株式会社丸山喜之助商店」の協力により、空き家バンク登録物件の家財道具処分費用を1割引してくれます。
- ・さらに、市が最大5万円補助します。

市ホームページ▶



Q 空き家バンクの登録に関し、費用が発生しますか？

A 登録に関して費用は発生しませんが、物件の交渉・契約等は不動産業者が仲介しますので、契約成立の際に、宅地建物取引業法に基づく範囲内で**仲介手数料が発生**します。

Q 畑や山林も同時に登録することはできますか？

A 空き家バンクで登録するのは「個人が居住を目的として建築した戸建て住宅で、**空き家となっている建物とその敷地**」です。空き家バンクに畑や山林は登録できませんが、ただし、畑が空き家の敷地に隣接している場合など、登録した建物・敷地と一緒に売却できる場合もあります。
農地の売却・賃貸について詳しくは、農業委員会(099-274-2124)にお尋ねください。

Q 登録後の空き家等の管理は市が行いますか？

A 市は空き家の管理は行いません。空き家バンク制度は、あくまでも空き家の情報提供を行い、所有者等と利用希望者をつなぐ制度ですので、**空き家等の維持・管理は、これまでどおりご自身で行っていただく**必要があります。